

補助金の交付状況に係る調書【令和元年度交付分】

補助金の名称		街頭消火器設置事業補助金		市の担当部課	消防本部消防署		
				問い合わせ先	0568-65-0119		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		愛宕町 はじめ48団体		代表者名	愛宕町町会長 ほか		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	街頭消火器設置事業補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		公募により選定		補助開始年度	昭和57年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		—					
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		市が補助金を交付することにより、町内各所に消火器が設置され、火災発生時の初期消火体制を確立することができる。					
補助金の額 ()は一般財源の額		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度予算		
		692,160 円 (692,160 円)	648,350 円 (648,350 円)	514,380 円 (514,380 円)	1,000,000 円 (1,000,000 円)		
市の補助金を使って 実施した事業の内容		市の補助金を使用して、町内会が街頭に消火器及び格納箱を新設、もしくは更新した。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		1,653,339 円			
		うち補助対象経費		1,636,655 円			
		補助対象経費の内訳		消火器及び格納箱購入費		1,636,655 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		消火器:設置経費の1/3(10円未満切り捨て)、または上限額3,000円 格納箱:設置経費の1/3(10円未満切り捨て)、または上限額2,000円			
		補助限度額		1町内会につき消火器10基、格納箱10箱まで (消火器:30,000円、格納箱20,000円)			
		精算の有無 (変更交付)	有	その理由	交付決定後に事業費に変動があった場合、変更申請に基づき補助金の変更交付を行う		
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		町内会において消火器の維持管理を行うことにより、初期消火体制を整えるとともに、防火意識の向上に寄与した。					
その他参考事項		年度ごとに申請数に変動があるため、それに伴い実績も変動します。					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		—			

※令和元年度の実績に基づき作成しています。